

こんな相談がありました

～借金を解決しようとしてトラブルに？～

Q

【事例1】借金の返済ができなくなり、インターネットで「借金を減らせる」というサイトに連絡した。県外の司法書士を名乗る相手に、直接会わずに債務整理を委任した。後日、債務整理の結果が出たが、借金はほとんど減らずに司法書士への報酬分の支払が増えてしまった。

【事例2】

インターネットで探した副業サイトに登録したら、紹介された副業のサポート契約をすすめられた。高額な契約料を請求され支払えないと伝えたが、スマートフォンの遠隔操作アプリを使い消費者金融サイトでの借り方を指南され、借り入れた150万円を支払ってしまった。



A

○インターネットには「借金は減らせる」、「簡単に儲かる」などの広告があふれています。

○自分に都合の良い情報を求めて検索するうちに閲覧したサイトで、不利な契約内容や説明不足に気づかないまま契約してしまったと考えられます。

○借金の整理を依頼する場合、弁護士、司法書士に会って依頼するのが原則です。自分の置かれている状況を詳しく伝えて、自分にあった債務整理の方法を選んでもらいましょう。

○副業のサポート契約トラブルでは解約と返金を求めることになりますが、支払のための借入はサポート契約と別の契約です。返済義務は残ります。

○遠隔操作アプリで消費者金融業者サイトに借り入れた場合、IDやパスワードは流出しています。変更するか、以後の借金ができないよう消費者金融業者に連絡してください。

○借金の返済に困っている場合には、一人で抱え込まずに相談してください。消費生活センターでは事業者との契約トラブルのほかに債務整理を支援する相談を受けています。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019